

令和3年度

当初予算書

矢吹町

第 426 回 矢 吹 町 議 会 定 例 会 提 出 議 案 目 次

議案第19号	令和3年度矢吹町一般会計予算	1
議案第20号	令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算	10
議案第21号	令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算	14
議案第22号	令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算	19
議案第23号	令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算	21
議案第24号	令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算	26
議案第25号	令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算	29
議案第26号	令和3年度矢吹町水道事業会計予算	32

議案第19号

令和3年度矢吹町一般会計予算

令和3年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,237,632
	1 町 民 税	809,263
	2 固 定 資 産 税	1,183,518
	3 軽 自 動 車 税	56,105
	4 町 た ば こ 税	179,334
	5 入 湯 税	9,412
2 地 方 譲 与 税		99,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	72,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	2,000
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		5,000
	1 配 当 割 交 付 金	5,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		420,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	420,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		12,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	12,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金		68,671
	1 地方特例交付金	17,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	51,671
11 地方交付税		1,738,882
	1 地方交付税	1,738,882
12 交通安全対策特別交付金		2,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,000
13 分担金及び負担金		4,620
	1 分 担 金	1,950
	2 負 担 金	2,670
14 使用料及び手数料		97,596
	1 使 用 料	90,354
	2 手 数 料	7,242
15 国庫支出金		1,045,220
	1 国 庫 負 担 金	687,998
	2 国 庫 補 助 金	354,936
	3 国 庫 委 託 金	2,286
16 県 支 出 金		675,697
	1 県 負 担 金	344,495
	2 県 補 助 金	307,727
	3 県 委 託 金	23,475
17 財 産 収 入		71,779
	1 財 産 運 用 収 入	6,328
	2 財 産 売 払 収 入	65,451

(単位：千円)

款	項	金額
18 寄附金		16,004
	1 寄附金	16,004
19 繰入金		260,026
	1 基金繰入金	260,026
20 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
21 諸収入		70,373
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	5
	3 雑収入	67,368
22 町債		558,500
	1 町債	558,500
歳入	合計	7,450,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		106,671
	1 議 会 費	106,671
2 総 務 費		957,606
	1 総 務 管 理 費	772,267
	2 徴 税 費	113,367
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	47,731
	4 選 挙 費	17,494
	5 統 計 調 査 費	6,168
	6 監 査 委 員 費	579
3 民 生 費		1,900,073
	1 社 会 福 祉 費	937,073
	2 児 童 福 祉 費	963,000
4 衛 生 費		886,580
	1 保 健 衛 生 費	698,813
	2 清 掃 費	166,112
	3 水 道 費	21,655
5 労 働 費		1,900
	1 労 働 諸 費	1,900
6 農 林 水 産 業 費		552,467
	1 農 業 費	435,103
	2 林 業 費	117,364
7 商 工 費		175,176
	1 商 工 費	175,176

(単位：千円)

款	項	金額
8 土 木 費		822,100
	1 土 木 管 理 費	33,768
	2 道 路 橋 り よ う 費	375,230
	3 河 川 費	7,307
	4 都 市 計 画 費	340,041
	5 住 宅 費	65,754
9 消 防 費		280,852
	1 消 防 費	280,852
10 教 育 費		1,032,596
	1 教 育 総 務 費	186,330
	2 小 学 校 費	93,515
	3 中 学 校 費	66,843
	4 幼 稚 園 費	312,296
	5 社 会 教 育 費	228,684
	6 保 健 体 育 費	144,928
11 災 害 復 旧 費		397
	1 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	12
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	385
12 公 債 費		723,582
	1 公 債 費	723,582
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	7,450,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢吹町健康センター及び 矢吹町ふれあい農園料 指 定 管 理 料	自 令和3年度 至 令和5年度	128,000千円
矢吹町保健福祉社 センター指 定 管 理 料	自 令和3年度 至 令和7年度	17,400千円
矢吹町コミュニティプラザ 及び矢吹町営駐車場料 指 定 管 理 料	自 令和3年度 至 令和5年度	53,000千円
矢吹町屋内外運動場料 指 定 管 理 料	自 令和3年度 至 令和5年度	76,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
庁舎改修事業債	千円 7,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域集会所整備事業債	千円 8,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地方道路等整備事業債	千円 79,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(道路)	千円 29,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
排水路整備事業債	千円 6,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営住宅建設事業債	千円 12,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
緊急浚渫推進事業債	千円 7,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(社会教育施設)	千円 9,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急防災減災事業債	千円 6,800	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
臨時財政対策債	千円 390,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
災害援護資金貸付金債	千円 2,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第20号

令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,744,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		390,628
	1 国 民 健 康 保 険 税	390,628
2 使 用 料 及 び 手 数 料		201
	1 手 数 料	201
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,193,645
	1 県 補 助 金	1,193,644
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		34
	1 財 産 運 用 収 入	34
6 繰 入 金		157,046
	1 他 会 計 繰 入 金	118,125
	2 基 金 繰 入 金	38,921
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,110
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2,004
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 入	1,105
9 町 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		1,744,667

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		37,401
	1 総務管理費	36,430
	2 徴税費	838
	3 運営協議会費	133
2 保険給付費		1,179,943
	1 療養諸費	1,035,199
	2 高額療養費	135,180
	3 移送費	201
	4 出産育児一時金	5,463
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	2,400
3 国民健康保険事業費納付金		481,518
	1 医療給付費分	323,089
	2 後期高齢者支援金等分	108,408
	3 介護納付金分	50,021
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		37,402
	1 特定検診診査等事業費	21,121
	2 保健事業費	16,281
6 基金積立金		36
	1 基金積立金	36
7 公債費		103
	1 公債費	102
	2 財政安定化基金償還金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		3,263
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,262
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,744,667

議案第 2 1 号

令和 3 年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算

令和 3 年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 2 5, 1 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 1 2 日提出

矢 吹 町 長 蛭 田 泰 昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		11,124
	1 負 担 金	11,124
2 使 用 料 及 び 手 数 料		129,435
	1 使 用 料	129,417
	2 手 数 料	18
3 国 庫 支 出 金		18,000
	1 国 庫 補 助 金	18,000
4 県 支 出 金		288
	1 県 補 助 金	288
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		238,243
	1 他 会 計 繰 入 金	238,243
7 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
8 諸 収 入		3
	1 諸 収 入	3
9 町 債		127,920
	1 町 債	127,920
歳 入 合 計		525,117

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		160,667
	1 総 務 管 理 費	160,667
2 事 業 費		74,395
	1 事 業 費	74,395
3 公 債 費		289,055
	1 公 債 費	289,055
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	525,117

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和3年度 至 令和8年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和3年度 至 令和8年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道事業債	千円 33,400	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費平準化債 (公共下水道)	千円 68,100	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業債特別措置分 (公共下水道)	千円 11,900	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
流域下水道事業債	千円 2,320	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費平準化債 (流域下水道)	千円 2,000	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業公営企業会計適用債 (公共下水道)	千円 10,200	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第22号

令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和3年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		373
	1 繰 越 金	373
歳 入 合 計		373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 造 成 事 業 費		373
	1 土 地 造 成 事 業 費	373
歳 出 合 計		373

議案第23号

令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金		420
	1 分 担 金	420
2 使 用 料 及 び 手 数 料		28,757
	1 使 用 料	28,757
3 繰 入 金		137,732
	1 他 会 計 繰 入 金	137,732
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 町 債		66,500
	1 町 債	66,500
6 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		233,411

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 維 持 管 理 費		60,242
	1 維 持 管 理 費	60,242
2 事 業 費		3,311
	1 事 業 費	3,311
3 公 債 費		169,558
	1 公 債 費	169,558
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	233,411

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和3年度 至 令和8年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和3年度 至 令和8年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
下水道事業資本費平準化債 (集落排水施設)	千円 56,300	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営企業会計適用債	千円 10,200	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第24号

令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和3年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,615,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		315,500
	1 介 護 保 險 料	315,500
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		355,164
	1 国 庫 負 担 金	259,255
	2 国 庫 補 助 金	95,909
4 支 払 基 金 交 付 金		415,717
	1 支 払 基 金 交 付 金	415,717
5 県 支 出 金		233,329
	1 県 負 担 金	219,864
	2 県 補 助 金	13,465
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		285,805
	1 一 般 会 計 繰 入 金	248,685
	2 基 金 繰 入 金	37,120
8 諸 収 入		10,055
	1 雑 入	10,054
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,615,573

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		43,152
	1 総務管理費	30,114
	2 徴収費	1,273
	3 介護認定審査会費	11,568
	4 趣旨普及費	108
	5 運営協議会費	89
2 保険給付費		1,474,222
	1 介護サービス等諸費	1,330,440
	2 介護予防サービス等諸費	42,252
	3 その他諸費	1,080
	4 高額介護サービス等費	35,120
	5 高額医療合算介護サービス等費	4,560
	6 特定入所者介護サービス等費	60,770
3 地域支援事業費		92,883
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	65,137
	2 一般介護予防事業費	351
	3 包括的支援事業・任意事業費	27,121
	4 その他諸費	144
	5 高額総合事業サービス費	130
4 基金積立金		15
	1 基金積立金	15
5 諸支出金		301
	1 償還金及び還付加算金	301
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	1,615,573

議案第25号

令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		141,082
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	141,082
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		46,318
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,318
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		355
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	350
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		187,759

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,571
	1 総務管理費	5,196
	2 徴収費	375
2 後期高齢者医療広域連合納付金		181,836
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	181,836
3 諸支出金		351
	1 償還金及び還付加算金	350
	2 繰出金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	187,759

議案第 26 号

令和3年度矢吹町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度矢吹町水道事業会計予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6, 796 戸
(2) 年間総給水量	1, 630, 304 立方メートル
(3) 一日平均給水量	4, 466 立方メートル
(4) 上水道整備事業	
イ) 配水管布設整備事業	102, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	404, 238 千円
第1項 営業収益	391, 469 千円
第2項 営業外収益	12, 767 千円
第3項 特別利益	2 千円

支出

第1款 水道事業費用	425, 140 千円
第1項 営業費用	391, 451 千円
第2項 営業外費用	28, 108 千円
第3項 特別損失	4, 581 千円
第4項 予備費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額91, 016千円は、当年度消費税資本的収支調整額10, 345千円、過年度分損益勘定留保資金80, 671千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1 2 6, 5 9 2 千円
第1項 企業債	1 1 1, 0 0 0 千円
第2項 出資金	1 5, 5 9 1 千円
第3項 負担金	1 千円

支出

第1款 資本的支出	2 1 7, 6 0 8 千円
第1項 建設改良費	1 1 3, 8 0 0 千円
第2項 企業債償還金	1 0 2, 8 0 8 千円
第3項 予備費	1, 0 0 0 千円

(企業債)

第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管布設事業	千円 1 1 1, 0 0 0	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第7条 次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 7, 1 4 2 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、5, 0 0 0 千円と定める。

令和3年3月12日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和3年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 水道事業収益			404,238	
	1 営業収益		391,469	
		1 給水収益	375,318	
		2 受託工事収益	3,000	
		3 その他営業収益	13,151	
	2 営業外収益		12,767	
		1 受取利息	30	
		2 雑収益	203	
		3 他会計負担金	6,064	
		4 長期前受金戻入	6,470	
	3 特別利益		2	
		1 固定資産売却益	1	
		2 過年度損益修正益	1	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 水道事業費用			425,140	
	1 営業費用		391,451	
		1 原水及び浄水費	172,313	
		2 配水及び給水費	22,846	
		3 受託工事費	3,000	
		4 総係費	55,121	
		5 減価償却費	136,140	

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
		6 資産減耗費	2,001	
		7 その他営業費用	30	
	2 営業外費用		28,108	
		1 支払利息及び企業債取扱費	15,308	
		2 消費税	12,800	
	3 特別損失		4,581	
		1 固定資産売却損	50	
		2 過年度損益修正損	4,531	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本的収入			126,592	
	1 企業債		111,000	
		1 企業債	111,000	
	2 出資金		15,591	
		1 負担区分に基づかない出資金	15,591	
	3 負担金		1	
		1 他会計負担金	1	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資本的支出			217,608	
	1 建設改良費		113,800	
		1 配水設備費	111,000	
		2 営業設備費	2,800	
	2 企業債償還金		102,808	
		1 企業債償還金	102,808	
	3 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	